

議案第 88 号

常勤特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和 5 年 1 月 30 日提出

清水町長 阿 部 一 男

常勤特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

常勤特別職員の給与に関する条例（昭和 28 年清水町条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 220」を「100 分の 225」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

（令和 5 年 12 月に支給する期末手当の特例）

28 令和 5 年 12 月に支給する期末手当に限り、常勤特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和 5 年清水町条例第 号）による改正後の第 4 条第 2 項中「100 分の 225」とあるのは「100 分の 230」に読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。